

航空事故調査報告書

東亜国内航空株式会社所属
日本航空機製造式YS-11 A型JA8792
鹿児島県奄美大島付近上空
昭和58年3月26日

昭和58年9月14日

航空事故調査委員会議決(空委第44号)

委員長	八田桂三
委長	榎本善臣
委長	糸永吉運
委長	小一原正
委長	幸尾治朗

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

東亜国内航空株式会社所属日本航空機製造式YS-11 A型JA8792は、昭和58年3月26日定期554便として徳之島空港を離陸し、奄美空港へ向け飛行中、12時30分ごろ幼児1名(女性生後7ヶ月)が死亡した。

1.2 航空事故調査の概要

1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和58年3月28日運輸大臣より事故発生の通報を受け、当該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

1.2.2 調査の実施時期

昭和58年3月28日 事実調査

2及び3 認定した事実及び事実を認定した理由

J A 8 7 9 2は、昭和58年3月26日旅客36名（幼児2名を含む。）、乗組員4名が搭乗し、12時16分徳之島空港を離陸し奄美空港へ向け飛行中、12時26分ごろ幼児1名の容態が急変し呼吸等が確認できない状態になった。なお、同幼児は、診断書によれば「急性腸炎」「脱水症」の患者であって、徳之島の医師の勧めで奄美大島の病院に移送するため両親とともに同乗（誓約書提出済み）していたものである。

また、機長は同患者の容態が搭乗時から思わしくなったため、降機して最寄りの病院に行くように両親に勧めたが、両親が移送を強く希望したため旅客中に医師はいなかったがそのまま搭乗させたと述べている。

同機は、12時45分奄美空港に着陸したが、先に依頼してあった医師及び救急車が未到着のため同患者を機内に待機させた。

12時56分ごろ医師及び救急車が到着し、13時10分ごろ病院へ移送された。

同患者は、その後病院にて死亡が確認され、検死の結果死因は「おう吐物の気管内誤引による窒息」であり、死亡推定時刻は12時30分（飛行中）と診断された。

4 原 因

本事故は、飛行中に幼児（病院へ移送中の患者）がおう吐物を気管内に誤引し窒息したことによるものと認められる。

409002